

# 令和5年3月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和5年3月29日(水) 9時00分から10時51分まで

2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室

3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸  
教育長職務代理者 神田 岳委  
委 員 村上 睦美  
委 員 佐藤 雄一  
委 員 木本 邦治

4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 後藤 誠也  
学校教育課長 新名 敦  
社会教育課長 川辺 宏一郎  
文化・文化財課長 神田 高士  
学校教育課参事 麻生 幸誠  
学校教育課総括課長代理 安藤 隆文  
学校教育課総括課長代理 阿南 哲也  
社会教育課総括課長代理 山崎 鉄夫  
社会教育課総括課長代理 高田 教一  
文化・文化財課課長代理 東 貴則  
教育総務課課長代理 亀井 寛美  
教育総務課主任 吐合 由梨花

5. 傍聴人 : 安東 鉄男

## 1. 開会宣言

(事務局)

それでは、本日の出席者の報告を行います。本日出席者5名、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

開会に先立ちまして、皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から傍聴の申し出があります。傍聴者は、安東市議会議員です。傍聴に関しては、白杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。傍聴は教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可することにいたします。

<傍聴者 入場>

(教育長)

これより、白杵市教育委員会令和5年3月定例会を開会いたします。本日の委員会の会期は本日限りいたします。次に会議録署名委員に、村上委員と佐藤委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは、「3. 協議事項」のうち、「報告第5号 専決処分承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」を非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

## 2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。令和4年度3月行事予定表をご覧ください。

1日、高校の卒業式がありました。今回は来賓を呼ばないということで、教育委員会からは参加をしませんでした。

2日、臨時教育委員会を開催し、今回の人事案件について報告、承認をいただきました。

3日、委員の皆様方にも参列をお願いしましたが、中学校の卒業式がありました。

6日、来年度に向けて、部活動地域移行検討委員会の準備会ということで、学校教育課、社会

教育課、それから中体連に集まっていただき、話し合いを持ちました。

7日～8日、3月議会の一般質問と、あわせて県立高校の一般入試がありました。

10日、亀城大学の閉級式と、議会中でしたが3.11に合わせての避難訓練を実施しました。それから、県立高校の合格発表がありました。

13日、議会委員会がありました。

14日、白杵市総括安全衛生委員会(3回目)を開催しました。

15日～20日にかけて、運営計画の市長ヒアリングがありました。

17日、臨時校長・所長会をもち、人事異動の内示を行ったところです。

22日、小学校の卒業式、それから100年市役所検討委員会の報告会を行いました。

23日、3月議会の閉会日でした。

24日、小中学校の終了式でした。

27日、白杵市人材育成市民連携会議を実施しました。神田教育長職務代理者にも参加していただきました。

28日、臨時課長会がありました。

29日、本日、定例教育委員会です。

31日、小中学校退職者の辞令交付式を行います。そして午後から、異動者の出向辞令交付式等を行う予定です。

そして4月ですが、3月24日から春休みに入って、4月10日が始業式です。11日に中学校の入学式、午後に高校の入学式があります。今回はお話があつていただきますので、白杵高校の方に参列をしたいと思います。そして12日が小学校の入学式ということで、委員の皆様方には2日間大変ご迷惑をおかけしますが、小中学校の入学式の告示をお願いしたいと思います。

以上、3月行事についての教育長報告ですが、何かご質問等ございますか。

(村上委員)

教育委員になって初めて卒業式に参列させていただきました。北中学校と野津小学校の卒業式に参列させていただいて、初めて告示を読んだのですが、どちらの学校もすごく感動的でした。子どもたちも保護者も先生方も本当に嬉しそうで、出席させてもらった私もとても嬉しかったです。コロナが落ち着いて、これからもこのようにきちんと出席できたらいいなと思います。とても良い式でしたので、ここで報告させていただきます。

(教育長)

コロナがやっと少し落ち着いて、在校生や保護者等を入れての卒業式ができたなと思っています。ありがとうございました。

その他ございますか。

(委員 意見無し)

### 3. 協議事項

(教育長)

続いて、報告第5号に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

<傍聴者 退場>

(教育長)

ここで、傍聴者の入場を許可します。

<傍聴者 入場>

(教育長)

続いて、「第10号議案 白杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

「第10号議案 白杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について」です。白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき、議決を求めるものです。

制定の理由については、今後の白杵市の公立学校のあり方について、協議・検討を行い、基本方針(案)及び基本計画(案)の策定を行うためです。

内容については、主なところだけ読み上げて説明させていただきます。

(目的)

第1条 この要綱は、少子化により児童、生徒が減少し、学校の小規模化が進む中で、白杵の子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう、白杵市公立学校のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、白杵市総合計画等に定める本市における学校教育の理想像を基に、次の各号に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 白杵市公立学校のあり方に関する基本指針及び基本方針に関すること。
- (2) 白杵市公立学校のあり方に関する基本計画に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、公立学校のあり方に関し、教育委員会が検討委員会の意見を聴く必要があると認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、学識経験者、住民、教職員のうちから、教育委員会が選任し、及び委嘱する。

3 前項に定める者のほか、議事の内容に応じて、教育委員会が必要と認める職員を、委員に任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から令和7年3月31日までの期間とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条は「委員長」について、第6条は「会議」について、第7条は「庶務」について、第8条は「その他」について規定をしています。

補足説明です。前回あり方に関する基本指針(案)を教育委員会で説明させていただきましたが、先日、全員協議会での説明を終えて案が固まりましたので、本日、正式な案としてお配りしています。

それと、全員協議会の中で出た意見ですが、第3条関係で、検討委員会については、「委員10人以内をもって組織する」と書いています。これについては、前回、平成26年当時に教育委員会にかけた案件について、委員さんが20数名と多く、なかなか意見がまとまらなかったということがありました。今回、内容としては、学識経験者が2名で、アドバイザーの山崎名誉教授と退職校長の方からと考えています。住民代表としては自治会代表、それと保護者代表という形で、4名ほどを考えています。そして教職員代表として、小中学校の校長会からと、白杵市教育研究協議会の教職員からと考えています。それと、これまで意見を取りまとめた市役所の庁内検討委員会ですが、今後「部会」として、庁内検討委員会の方を残すようにしていますので、そちらの部会長を代表として、計10名ということで、今事務局の方では考えています。

それと全員協議会の中で、「公募はないのか」というような意見をいただきました。よくいろんな公募をすると、非常に多く集まって、10名以内という形になると数名しか選べませんので、選ぶ際に非常に難しい点があるのかなということと、今回、学校関係とか学校評議委員等に広く情報を公開していきたいと思っていますので、教育委員会内部でも話し合った結果、今回は前回の反省に立って、その案については「教育委員会の中で協議をさせてください」ということでお話しています。内部で検討した結果、そのような結果で本日は提案していきたいと思っていますので、そこをお知らせしたいと思います。

あともう1点、今後の適正規模を考える際には、前回、指針(案)の中でも説明しましたが、当然「個別最適な学び」と「協働的な学び」ということで、人との関わりが必要となることから、クラスの数等を今後具体的に決めていくのですが、「国や県の基準ではなく、白杵市独自の基準をしっかり作っていただきたい」という要望もいただいています。

(教育長)

白杵市公立学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について教育総務課から説明がありま

した。今回はコンパクトにしながら、情報は市民の皆さんにその都度発信をしていきたいと思っています。意見があれば教育委員の皆さんやいろんな委員の方に意見を寄せていただいて、それをまた検討委員会の中で検討していくというような形にしていきたいと思っています。

今回の指針案については、検討委員会を立ち上げて、その中でまずは指針(案)の「(案)」を取っていき、それから方針を決めて、来年度については、計画を策定するというで慎重に慎重を期しながら、しかし、ベースはやはり子どもたちにどういう教育をしたいのかというところを中心に考えていきたいと思います。議員の皆様方からもそのようなご意見をいただきましたので、この前ご説明をしたように、これから本当に先行きがなかなか見えない社会の中で、どういう能力が子どもたちに必要なのかというところをベースに考えながら進めていきたいと思います。また逐一、教育委員会それから議会には情報発信をしていきたいと思っていますので、その都度ご意見をいただければありがたいと思っています。ご質問等ございますか。

(村上委員)

検討委員会委員10人というのはコンパクトでとてもいいと思います。住民の中で、保護者さんや自治会の方を入れると言っていましたが、保護者さんというのは、PTA会長さんとかを考えているのでしょうか。

(教育次長兼教育総務課長)

PTAの方もそうなのですが、野津地域と臼杵地域からということで、今、各中学校5ブロックありますので、その中から推薦していただくという形で、特にPTA関係者だけということでは考えていません。ブロックや地区で代表的な方を推薦していただいたりして、選んでいくという形になるかと思っています。

(村上委員)

わかりました。これが令和5年から令和7年までの2年間有効ということですが、PTA会長とかを選んで、2年目にはPTA会長が変わったりした時には、まだそこに子どもさんがいる保護者の方を選ぶとかいうように考えたほうがいいのかなど思ったので聞いてみました。

(教育次長兼教育総務課長)

付け加えになりますが、内部でもそういう意見が出ており、役員指定をすると任期の交代とかがありますので、そのような点で2年間継続して出ることのできる方を選定していきたいと思っています。

(村上委員)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(教育長)

ありがとうございます。委員さんについては、地域もそうですし、バランスよく検討していきたいと思えます。

その他ございませんか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第10号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、「第11号議案 教育委員会事務局の人事異動について」の説明を、教育総務課からお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

「第11号議案 教育委員会事務局の人事異動について」です。教育委員会事務局の人事異動について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第6号の規定に基づき議決を求めるものです。「令和5年3月31日及び令和5年4月1日付けで人事異動発令を次のように行う」ということで、資料をご覧ください。

まず、「課長・参事級」ですが、麻生前学校教育課参事兼野津学校給食センター所長が昇格により、学校教育課参事監兼野津学校給食センター所長となっています。

また、安藤学校教育課総括課長代理が転出ということで、高齢者支援課長併市福祉事務所高齢者支援課長に昇任しています。

また、阿南学校教育課総括課長代理兼白杵学校給食センター所長が、今回の異動により昇任となり、農業委員会事務局長になっています。

次に「総括課長代理級」ですが、高田社会教育課総括課長代理が部門内異動により、学校教育課総括課長代理になっています。

また、藤田福祉課総括課長代理併市福祉事務所福祉課総括課長代理が転入により、社会教育課総括課長代理になっています。

次に「課長代理級」ですが、高野税務課特別収納推進室主幹が、異動、昇任により転入し、学校教育課課長代理兼白杵学校給食センター所長になっています。

本日仕事の都合で欠席ですが、羽田野幼稚園教頭兼学校教育課課長代理が異動により転出をし、子ども子育て課課長代理併市福祉事務所子ども子育て課課長代理になっています。

それから、「任期満了」ということで、足立学校教育課教育指導主事兼部落差別解消推進・人

権教育室主事が今回の異動で大分県教育委員会の方に帰り、下ノ江小学校の教頭になっています。

主幹級以下については、また4月当初に新たな職員の紹介をさせていただきます。転出者についてはもうその機会がございませんが、資料をご覧いただければと思います。

(教育長)

教育委員会事務局の人事異動について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第11号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、「第12号議案 令和5年度白杵市学校教育指導方針を定めることについて」の説明を、学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

「第12号議案 令和5年度白杵市学校教育指導方針を定めることについて」です。令和5年度学校教育基本方針を定めることについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求めます。

理由については、令和5年度白杵市学校教育指導方針を定める必要があるためです。「令和5年度白杵市学校教育指導方針(案)」という資料をご覧ください。本日3月29日段階では「未定稿」となっています。今日皆さんからのご意見をお聞きするとともに、教育委員会事務局内部で文言等の精査を行った上で、最終的な仕上げをしたいと考えていますのでご理解ください。中身については、昨年度と変わった部分または重点等についてのみ説明をさせていただきたいと思います。

まず、2ページに、白杵市の教育方針を書いています。教育方針については、「白杵の未来をたくましく拓き、超スマート社会をしなやかに生き抜く、白杵っこの育成」ということで、昨年度と同じです。特にこの「しなやか」という文言にこだわりを持って児童生徒を育成するということは、昨年度から引き続きの内容となっています。そして特に昨年度から付け加わった内容については、2ページの下から10行目からになります。これはあり方検討委員会の指針についてベースとなっている部分となりますので付け加えています。ここについて読み上げたいと思います。

「また、令和3年1月26日に中央教育審議会答申において『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」が示された。本答申では、『令和の日本型学校教育』の姿として、全ての子どもたちの可

能性を引き出す、『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現が重要であると示されている。本市においても『個別最適な学び』と『協働的な学び』を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、教育目標の達成をめざすための具体的な取組を推進する。『個別最適な学び』については、指導方法や指導体制の工夫改善やICTの活用により、「個に応じた指導」の充実を図る。『協働的な学び』については、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、議論できる場の設定を大切にする。このような学習活動を通して、正解のない課題に対応し、よりよく生きていくために必要な対話力(聴く・考える・話す)を育成することが重要である。」として、特に今後の適正規模・適正配置を考える上でもベースとなる部分を新たに重点的に付け加えさせていただきます。

そして4ページが、「白杵市学校教育指導方針の重点施策」ということで、「小中一体教育を基盤にした、学校・家庭・地域・行政をつなぐ横断的きょう育(3つのきょう育＋今日育)ネットワークの構築」ということで書いています。

そして6ページからが、「令和5年度の重点施策の取組について」ということで、(1)から(10)まで、内容について示しています。

そして12ページからが「具体的な行動計画」ということで、23ページまで示しています。13ページからが「1. 学校組織力向上」ということで、「学校マネジメント」、「チーム学校推進の取組」ということで示させていただいています。

そして15ページからが、「2. 学力向上」になります。学力向上の取り組みの具体について書いています。

そして18ページからが「3. 体力向上・健康増進」についてのことを書いています。

そして20ページからが、「4. 白杵っこ輝きプロジェクト」のことに示させていただいています。

そして22ページからが、「5. 白杵らしさを活かしたまなびプロジェクト」ということで示しています。

ページ数が多いので今日は詳しい説明ができませんが、この学校教育指導方針をベースとして、新年度からもしっかりした施策を進めていきたいと考えていますので、よろしく願います。

(教育長)

令和5年度の白杵市学校教育指導方針(案)の説明がありました。これが来年度の白杵の学校教育のベースとなる部分です。今回、課長から説明がありましたように、国、県の動きをいち早く取り入れて、白杵市の学校教育に落とし込んだ形をお示しさせていただきました。かなり学校教育課と練った案です。まだまだ修正が可能ですので、委員の皆様方もお時間のある時にお読みいただいて、ここは少し読みづらいとかわかりづらいというところがありましたら、意見をお寄せいただきたいと思っています。4月当初の校長会で、各校長先生方にはご説明をしながら、全教職員に落とし込んでいただくような取り組みを進めたいと思っています。

新しい言葉としては、「架け橋プログラム」等があります。アプローチカリキュラム、スタートカリ

キュラムということで、年長から小学校1年生にかけてのアプローチ、スタートというところが、国としてはもう少し長いスパンで考えましょうということで、「架け橋」という言葉も入れさせていただいています。それと、先ほど次長も申しました「個別最適な学び」とか「協働的な学び」というところの言葉は落とし込んでいます。これが適正配置についてのベースの考え方になるのかなと思って、今気になるようなところがありましたらお願いします。

(村上委員)

文章的に気になるわけではないのですが、19ページに「(4)歯と口の健康の増進 ②全小中学校でのフッ化物洗口の実施及び実施率向上の取組」というのがあります。フッ化物洗口をしている子どもとしていない子どもの虫歯の数の違いは数字ではっきり出しているのですか。

(学校教育課長)

まずフッ化物洗口については、今年度コロナ禍でできなかったのですが、2月、3月になり、各学校1回以上は実施して、今度の4月からは通常通り実施となります。

虫歯率の集計についてですが、フッ化物洗口については希望をしている児童、生徒の実施ということになりますので、虫歯の数との整合性のデータというのは特に取っているわけではありません。

(村上委員)

何人かの子どもに聞いたのですが、このフッ化物洗口自体は自分から進んでしたいものではないけれども、それによって効果が現れるというはっきりした数字的なものやグラフとかがあれば、好きではないけれどもしたいと思うという子どもばかりでした。今見たら、「実施率の向上」と書いてあるので、その効果がはっきりわかれば親御さんも嫌がらないと思いました。ただしているだけだと、子どもも何のためにしているのかわからないし、保護者もそれによって何か体に悪い影響があるのではないかという恐れがあると、100%しないのではないのかなと思います。白杵、津久見はすごく虫歯も多いので、そういうところを数字で見えるようにしてあげた方が、特に今の子どもはいいのではないのかなと思いました。今後、数値で出す予定とかはないのでしょうか。

(学校教育課長)

今私が言ったのは白杵市の中での話なのですが、フッ化物洗口の効果と安全性についてのエビデンスは全国的な数値で示されています。白杵市は人数が少ないので、個別に出すことはありませんが、全国的な実施率であるとか県のマニュアルを見れば、効果があるということと、安全であるというエビデンスは取れていると考えていますので、特に白杵市で個別の数値を取ろうということは今のところは考えていません。

(村上委員)

国が出しているものでいいので、親御さんたちにチラシを送るとか何かしてあげて、なるべく虫歯のない子を育てたいと思いますのでお願いします。

(学校教育課長)

実施については、県のマニュアルは事前に配布をして、それに賛同いただける、ご理解いただける方のみ実施という形にしていますので、その説明をしているということでご理解いただきたいと思います。

(教育長)

コロナでストップさせていたところもあるのですが、今回スタートしたということで、虫歯の本数はこれをした方が明らかにいいとかいうことも含めて、ご希望を取るときにエビデンスをちゃんと印刷してお渡ししています。

ボリュームが多いので、また読んでいただいて、学校教育課の方にご意見をお寄せいただければありがたいと思います。ご意見があれば、4月の頭ぐらいにお知らせ願いたいと思います。

それでは第12号議案については承認ということでよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、「第13号議案 白杵市教育支援センター設置要綱の一部改正について」、学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課長)

「第13号議案 白杵市教育支援センター設置要綱の一部改正について」です。白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。

理由としては、現在教育支援センターは市役所旧第二庁舎に設置されていますが、建物の老朽化が進んでいることから安全性に問題があります。引き続き、児童生徒の安全性を確保して、教育支援センター業務を行うために、現在白杵市ふるさとハローワークが業務を行っている白杵市役所別館の2階に移転するものです。

今、「きずな」という形で運用しているのですが、建物の老朽化による耐震の問題から、より良い業務を行うために、ハローワークの2階に今移転をしているところです。今週中に荷物等を全部運び込み、新年度の運営に向けて準備を進めます。

(教育長)

綺麗な部屋になりました。また移転が終わりましたら、1回ご覧になっていただくといいかなと思

っています。

ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第13号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして「第14号議案 白杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について」、学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課参事)

「第14号議案 白杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について」です。白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。

今回の一部改正を行った理由についてです。学校給食費の未納分の徴収については、同要綱の第13条に取り扱いを規定していますが、督促以外の徴収方法についての取り扱いがありません。督促以外の徴収方法を追加すること、また現年度、過年度の未納分の徴収方法について統一したいということで今回の改正に至った次第です。

資料をご覧ください。給食費は令和2年4月から口座振替をしています。それまでは学校で徴収をしていました。滞納の管理についても、担任の先生に負担していただき行っていました。それが令和2年4月1日から給食センターにて白杵、野津ともに給食費の管理を行うこととなりました。資料の「①給食費口座振替(又は納付書)」、「②督促発送」までが、現行の要綱で定めている部分ですが、今回の改正により「⑨強制執行」の部分までを行いたいということです。

続いて、新旧対照表をご覧ください。第13条については、「当該年度末までに処理できないものは、次年度に滞納繰越として処理するものとする」、「1ヶ月分未納のときは保護者へ督促を行う」ということ等が定めてあります。督促から先の部分をより具体的に定めたということです。第2項で(1)督促(様式第6号)、督促でも払わない場合が(2)催告書(様式第7号)、それでも払わない場合は(3)最終催告書(様式第8号)と定めており、催告書については、8月、11月、2月に通知を行います。それでも納付や連絡がない場合には、最終催告書となります。これについては、「最初の督促発送から1年経過後でかつ未納額5万円以上のもの」ということでラインを引かせていただいています。これを行い、その時点で全額納付をしていただけた場合はいいのですが、それでも分割納付をしたいとなれば、3回誓約書に関する不履行があった場合は、法的措置の決定を行うことになり、60万円以下の少額訴訟の対象になります。まずは裁判所から支払いの督促が行きま

す。それで払えばいいのですが、異議の申立があった場合は訴訟で争うこととなります。そして市が勝った場合には強制執行ということで財産の差し押さえ等を行うという流れになります。

なぜこういうことをしたかと言うと、給食センターでは、令和3年度から滞納者について、夕方保護者が家庭にいる時間に訪問して納付をお願いしています。しかし、電話も連絡が拒否されている、訪問しても居留守を含め対応にに応じてもらえないというケースがあります。そういった重要なケースに対応するために、法的措置も含めたところを市長部局等々と相談しながら定めるようにしました。現行の要綱のままでは、払わないでそのまま逃れられるというケースがあり得るので、それを許さないということです。他市を見ると、ホームページで堂々と「経過後1年かつ未納額〇円以上したら法的措置をやります」ということを前面に打ち出して、保護者の方に納付を強く促しているという自治体が増えています。白杵市では、副市長をトップとした収納対策委員会というものがあります。税務課、都市デザイン課等の色々な徴収を行う課が、収納の向上を目指して協議をしています。その中で法的措置の必要性からこのような対応に至りました。

(教育長)

学校給食会計取扱要綱の一部改正についてですが、ご質問等ございますか。

(神田教育長職務代理者)

決めることはとてもいいことだと思いました。2点質問です。現状、この改正後に関わる案件があるのかどうかと、やはり家庭のご事情とかで払える状況にない方も出てくると思うのですが、その方をどの段階で免除の審査等をするのかということをお教えください。

(学校教育課参事)

現時点で該当するのが1件と、それを予測されるのがもう1件あるかなと思います。多くても2件です。

払える状況にない方の件ですが、経済的な負担が大きな家庭については、今、就学支援制度というものがあり、生活保護はもちろんですが、生活困窮者への対応はそちらで給食費の手当をさせていただいています。それに該当しなくても生活が苦しい方もいらっしゃると思いますので、フロー図に「⑤全額納付又は分割納付誓約書提出」とありますが、分割にしたい場合は、分割の計画書を出していただいて、それに基づいて納付していただくということにしています。

(神田教育長職務代理者)

ありがとうございます。

(教育長)

途中から就学援助の対象にするとか、就学援助の方で今の部分はカバーできるかなと思います。今回、お支払いできる能力があるのにお支払いいただけていないご家庭についての法的措置

というところですが。

その他、ご意見等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第14号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして「第15号議案 令和5年度白杵市社会教育基本方針を定めることについて」、社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

「第15号議案 令和5年度白杵市社会教育基本方針を定めることについて」です。令和5年度社会教育基本方針を定めることについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定に基づき、議決を求めるものです。

理由については、令和5年度白杵市社会教育基本方針を定める必要があるためです。

内容については資料をご覧ください。令和5年度社会教育基本方針(案)です。

まず社会教育課の方針についてですが、「社会教育施設を拠点にした、生涯学習活動による、生き生きと暮らせる環境づくり」です。

次に、社会教育の重点目標です。1つ目は「①地域力を活かした白杵っこの育成と親育て」です。具体策としては、「学校や地域振興協議会との連携強化」、「家庭教育学級等による親力向上を図る取り組み」を進めています。2つ目は、「協育コーディネーターを活用した白杵っこの育成」です。具体策としては、「地域人材を活用し、基礎学力や学習習慣の定着をめざす『放課後子ども教室』」と、「中学3年生の苦手教科の克服等を目的にした『中3生公民館教室』、『中3生放課後教室』の実施」を進めています。3つ目は「公民館等社会教育施設の整備及び利活用の促進」ということで、こちらを継続していきます。

次に、社会体育の重点目標です。1つ目は「市民ひとり1スポーツの推進」です。白杵市スポーツ推進計画に基づいた生涯スポーツの推進を図りたいと思っています。2つ目は「誰でも気軽に取り組むことができる『ウォーキング』や『ポッチャ』の普及・促進」を図ります。

次に、公民館の重点目標です。1つ目は「社会教育、生涯学習の拠点として、利用しやすい公民館施設の充実」として、安全で快適な施設運営を実施していきたいと思っています。2つ目は「市民の輝き続ける自分づくり、生きがいづくりを目的とした公民館教室の開催」として、住民ニーズに合った教室や講座の開設に努めたいと思っています。

次に、部落差別解消推進・社会人権教育の重点目標です。1つ目は「公民館を拠点とした部落差別解消推進・社会人権教育啓発の推進」です。白杵、野津中央公民館において、人権学習講座を継続していきます。白杵では白杵人権文化セミナーを年間6回、野津では野津人権学習講座を年4回実施しています。2つ目は「人権研修講師派遣の推進」です。部落差別解消推進・社会人権教育指導員を学習講座やフィールドワークに派遣しています。3つ目は「戸室台集会所を拠点とした人材の育成」です。人権担当者としての資質向上のため、戸室台解放学習会を年4回実施しています。

次に、図書館の重点目標です。1つ目は「読書のまちづくりステーションの機能充実」です。具体策としては、うすき読書のまちづくり推進委員会を開催し、第3次白杵市子ども読書推進計画の進行管理を図ります。2つ目は「読書習慣の定着を図り読書活動を通じて豊かな感性、思いやりの心、ふるさとを愛する心を育むため、学校や保育所、認定こども園、幼稚園、地域及び関係機関との連携強化を図ります。内容については読み聞かせ等のイベントを実施していきたいと思っています。3つ目は「うすきっこかるたの作成」です。今年度読み札の作成を進めており、来年度に取り札の作成を進めていきます。

(教育長)

令和5年度の社会教育基本方針について説明がありましたが、気になった点等ございましたらご意見をお願いします。

(村上委員)

図書館の方針のところです。うすきっこかるたを作成するのは大変いいのですが、現に吉四六かるたがあるので、それも活用できるのではないかなと思いました。

(社会教育課長)

吉四六かるたの作成、運用については参考にさせていただき進めていきたいと思っています。

(村上委員)

吉四六話にすごく取り組みやすいかるたになっているので、ぜひ活用をお願いします。

(教育長)

ありがとうございます。吉四六かるたとはまた別物として、白杵大好き白杵っこを作るために、全体的な歴史や人や文化等を、かるたを通して自然に学べるような、ルート18につなげられるようなかるたを作るということで、吉四六かるたは吉四六かるたで、今どんどん使っていただいていますので、それとまた別にそういうものを作っていくということなんです。

その他ございますか。

(木本委員)

学校教育課の来年度の方針の中で、大きな鍵となるのが「協働的な学びの場を活かす」ということで、「部活動の地域移行」というのが大きな課題だということですが、それを実際に実行していく時に、社会教育課の活動の中にある「地域力を活かした白柁っこの育成」とか、「協育コーディネーターの活用」というのが不可欠になると思います。課が跨るので十分協議をしていただいて、校長先生たちに、「具体的にこういう支援ができます」とか、「これやってください」とかを言わないとなかなか進まないのかなと思います。目指す理想は絶対いいと思うのですが、それを実現する手だてを、各課が共同して、連携して進めていく必要があるのかなと思ったので要望です。

(社会教育課長)

部活動の地域移行については今、学校教育課と連携して協議を進めています。その中でまず、各競技の指導者の問題が第1だと思いますので、そこを社会教育課中心に進めていきたいと考えています。

(教育長)

連携は不可欠と思っています。各競技団体を統括しているのが社会教育課なので、一緒になっていきたいと思っています。

(佐藤委員)

社会教育の重点目標の中で、「地域力を活かした白柁っこの育成と親育て」とあります。「親育て」のところですが、コロナ禍というもあり、保護者の方は子どもの教育に対する悩みや不安とか、色々多方面からの悩みがあります。誰に相談していいのか、コロナ禍でなかなか集まる場がないからどこに行けばいいのかと迷っている方も意外といらっしゃるようです。子育てに対する悩みが一番多いのですが、やはりそういうコミュニティーの場やセミナーも然りですが、そういう場が今後、子育て以上に必要になってくるのかなと思います。

(社会教育課長)

現在、乳幼児家庭教育学級として、白柁市では「にじっ子」、「ほっとプレイス」等により、そういう役目を果たしています。野津では「スキップ!」、そして乳幼児家庭教育学級の親育てを進めているところです。

(教育長)

社会教育委員の活動の中でも、保護者の代表の方等に入っていますので、その辺を窓口にも、情報は委員の方からも発信していただいて、いろんな不安があったら、社会教育課やちあぽーと等に行けるようなつなぎを是非していただければと思います。社会教育課やちあぽーとにご相談いただければ対応ができるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

その他ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第15号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして「第16号議案 白杵市社会教育指導員の委嘱について」、社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

「第16号議案 白杵市社会教育指導員の委嘱について」です。白杵市社会教育指導員を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。

理由については、白杵市社会教育指導員の任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるためです。新たに委嘱されるのは、安藤 宏徳さん、安藤 千佳さんです。

(教育長)

今回2名の方がお辞めになるということで、新たに安藤 宏徳さん、安藤 千佳さんが中森先生 安東先生の代わりに就任されます。

ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第16号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、「第17号議案 白杵市協育コーディネーターの委嘱について」、社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

「第17号議案 白杵市協育コーディネーターの委嘱について」です。白杵市協育コーディネーターを委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。社会教育指導員と重複しています。協育コーディネーターの役目としては、学校、家庭、地域の協働を推進するため、教育ネットワークの構築に資することです。新たに委嘱されるのは、安藤 宏徳さん、樋口 哲司さん、安藤 千佳さんとなっています。

(教育長)

白杵市協育コーディネーターですが、先ほど説明しました社会教育指導員と併任です。柳井先生が今回退任をされるということで、長らく柳井先生にしていた分を、人権同和教育に大変精通している南野津小学校長の樋口先生に後任として入っていただき行ってもらいます。協育コーディネーターのミッションとしては、「学校と地域をつなぐ」ということです。それぞれ中学校ブロックに入っていて、「小中学校と地域を結ぶ」というミッションも負っていただきます。社会教育指導員とコーディネーターが1名違いますが、樋口先生は次に提案するミッションがありますので、社会教育指導員と併任ではありません。以上、8名で来年度の協育コーディネーターは進めていきたいと思いますが、ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第17号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして「第18号議案 白杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について」、社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

「第18号議案 白杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について」です。白杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。新たに白杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員として、樋口 哲司さんを委嘱するものです。

理由については、白杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるためです。

(教育長)

第18号議案についてご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第18号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして「第19号議案 有形文化財の市指定について」の説明を、文化・文化財課からお願いいたします。

(文化・文化財課長)

「第19号議案 有形文化財の市指定について」です。三島神社にある2つの神像の市の有形文化財としての指定をご協議いただきたいというものです。これは白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものです。

すでにこの2件の文化財については、白杵市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、3月15日の文化財調査委員会において諮問をし、「教育委員会での議決を求めること」という答申をいただいています。内容ですが、まず1番目は木造毘沙門天立像といます。資料に概要と写真を載せています。これは宗教法人 三島神社の拝殿の中にあつたものです。平成29年に文化庁の担当官により調査をされ、12世紀代の木造と見られるものです。2番目は、木造男神坐像です。資料に概要と写真を載せています。これは14世紀の南北町時代のものです。衣冠束帯をつけたよくある神体像です。14世紀というのは、この三島神社が白杵にやってきた年で、大体そのくらいにあたるということです。いずれにしても、非常に木造としても残りがよく、特に毘沙門天立像は12世紀後半という非常に古いものです。また、14世紀の木造男神坐像についても今、なかなかこういう像は県下でも発見されておらず、非常に貴重なものだということで、文化財調査委員会ではこれらを「市の指定有形文化財として指定するのは問題ない」という答申をいただいています。これについて議決を求めるものです。

(教育長)

立像と坐像について、市の指定文化財ということでお認めいただけてよいかということですが、ご意見等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第19号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして「第20号議案 白杵藩工芸品資料調査指導委員会設置要綱の制定について」、文化・文化財課から説明をお願いします。

(文化・文化財課長)

「第20号議案 白杵藩工芸品資料調査指導委員会設置要綱の制定について」です。白杵藩工芸品資料ということで、有名なところでは、県指定になっている中津藩のお姫様が白杵にお輿入れされた時に持ってきた漆塗りの工芸品があります。ヤマコ美術館にあったものを白杵市が寄贈を受けているものもありますし、県指定品ではありませんが、土佐山内家からお輿入れになったお姫様が第14代藩主(観通)の正室として迎えられており、おそらくその時に土佐山内家から持ってきた漆工品が多数あります。これらについては、今年度までにクリーニングをしましたが、山内家の方はクリーニングと台帳作成がまだできていません。これについては、来年度から国庫補助をいただき、これらの点数と保存状況(劣化状況)を確認するために調査事業を行います。これに伴う調査指導委員会の設置について今回ご協議いただくというものになります。

要綱の第1条「白杵藩工芸品資料の調査に関し、必要な事項を協議する」ということですが、これについては先ほど申しました、現在までに県指定を受けている中津藩からのお輿入れ品と山内家からのお輿入れ品を調査することをメインにしていきたいと思います。この中には、ヤマコ美術館からいただいたものの中で、同じ時期に中津藩が作ったものでありながら、県指定になっていないものもありますので、こうしたものの調査も行うということになります。

次に、第2条「(1)工芸品調査の方針及び指導に関する事項」ということで、工芸品の資料価値鑑定に関する事項ということも入っています。このために第3条「委員5人以内をもって組織する」ということですが、これら2条の要件を全て満たすことのできる学術研究者で構成をするようにしており、委員の任期は3年としています。

第4条以下は委員会の運営に関することを書いていますが、今、白杵の殿様級のお輿入れ品というのは、全国でも非常に貴重なものだとされています。それがフルセットで残っているということは、白杵の非常に大切な財産であり、これから白杵の歴史的な特性をアピールする上で、非常に大切なものになってくると思いますので、こうした委員会を通してその価値を明らかにして、今後の活用を図っていくための協議をしていきたいと思います。

(教育長)

調査資料の調査指導委員会を設置するという点について、ご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、第20号議案については承認してよいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

早速今度、調査委員を選定させていただき、メンバーが決まりましたらまたご報告をさせていただきたいと思えます。

#### 4. 教育施策に係る報告について

(教育長)

続きまして、「4. 教育施策に係る報告について」です。今回事務局からの報告事項はございませんが、何かご意見等ございましたらお願いします。

(神田教育長職務代理者)

先日マスコミ発表があったと思うのですが、生徒、学生へのわいせつ教諭について、今までは県境を超えるとデータベースが共有されていなかったのが、今後全国で、4月から40年間遡って共有されるということです。そのことで何点かわからないところがあるので質問です。例えば県費の先生の場合は、県の教育委員会がデータベースを見て審査をするということになっていたのですが、市費で雇用する先生は白杵市教育委員会がこのデータベースに入れるのかということと、当然、更生している方もいらっしゃるので、その時に教育委員会に諮るのかということがまず知りたいです。

(学校教育課長)

おっしゃる通りで、データベースが今度稼動し始めるのですが、市については学校教育課長のみが登録者となっており、基本的には非常勤、臨時等も含めて確認をした上で任用するという流れになってきます。教育委員会にかけるかどうかについては、当然いわゆるデータベースに引かかる場合については、しっかり議論をした上で必要があればお諮りするということは考えていますが、基本的には学校教育課長がその権限で入って確認をし、任用登録をするということになります。

(神田教育長職務代理者)

もう2点あります。当該生徒及び学生に対するわいせつ行為のみの登録なのか、それとも他の性犯罪が含まれるのかということと、今勤務されている先生が、万が一そのデータベースにあった場合、次の更新までその方は雇用されるのか、審査にかけるのかどうかの2点をお答えいただければと思います。

(学校教育課長)

まだ実際にそのシステムの中に入るということができていませんので、詳しくは述べられないのですが、恐らく執行猶予中であるとか、その任用について問題があるということであればそこが登録されると考えていますので、対象としてはその児童生徒のみならず、わいせつ行為等で執行猶予中の方がすべて不適格という形で登録されるのではないかと考えています。現に児童生徒に関わっている人が執行猶予中であるということになると、そのシステムから漏れていたということになりますので、遡ってにはなると思いますが、任用の責任や状況等を確認して、おそらく任用を続けることはないと思います。

(神田教育長職務代理者)

わかりました。執行猶予中の先生以外も40年遡ると書いてありました。それは、言い方は悪いですが要するに前科ですよね。前科がついている方は40年遡って全員登録されるということでしょうか。

(学校教育課長)

はい。

(神田教育長職務代理者)

わかりました。ありがとうございます。

(教育長)

一応課長の方で確認をしますが、白杵市としてはそこをクリアした方を任用するということでご理解いただきたいと思います。

その他ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは教育政策に係る報告については終わりたいと思います。

## 5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。3月議会が終了しましたので、「令和4年度補正予算(3月定例会市議会)について」、「令和5年度当初予算(3月定例会市議会)について」、教育総務課から説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

3月補正予算重点事項説明資料をご覧ください。3月定例会市議会が閉会し、議決をいただきましたので、お手元にお配りしている資料が確定したものです。まず3月補正分については、2月の定例会教育委員会で説明した通りで、特に金額、内容等に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして令和5年度当初予算の重点事項説明です。こちらも3月定例会市議会が閉会し、議決をいただきましたので確定版をお配りしています。内容については2月の定例会教育委員会で説明した通りですが、何点か追加や記載の仕方に変更がありましたので、その部分についてのみ説明させていただきます。

<歳出>

### ・No.2 西中学校他校門周辺施設整備事業

教育総務課分です。前回の定例会教育委員会では、施設整備工事費3128万6千円と、用地購入費2960万円を別々の項目で掲載していましたが、1つの整備事業として6088万6千円という形で一本化しています。

### ・No.22 給食センター調理業務委託料

学校教育課分です。1億1484万円をあげています。前回の説明時には、令和2年から令和7年まで債務負担行為で調理業務を委託するということで具体的な金額を載せておりませんでしたので、今回金額を追加しています。

<歳入>

### ・No.14 公民館改修事業債(臼杵)

### ・No.15 公民館改修事業債(野津)

### ・No.16 体育施設改修事業債

社会教育課分です。No.14からNo.16を合計すると、6180万円になります。前回の説明時には、これを社会教育債として一括して6180万円であげていましたが、今回、事業ごとに項目を分けています。

### ・No.21 ふるさと活勢事業基金繰入金

文化・文化財課分です。ふるさと活勢事業基金繰入金ということで100万円です。

<歳出>

### ・No.39 吉丸一昌生誕150周年記念事業補助金

吉丸一昌生誕150周年記念事業補助金という形で100万円あげています。これは、「吉丸一昌氏のことに使ってください」ということで寄附金をいただいております、吉丸一昌生誕150周年記念事業に補助金として、歳出で100万円を補助するものです。これを新たに追加事項として入れています。

(教育長)

令和4年度の補正予算、それから令和5年度の当初予算について説明をさせていただきました。大きな変更はなかったということで、全て議会で承認を得られたところですが、何かご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

## 6. その他

(教育長)

続きまして「6. その他」に入ります。「子ども司書(子ども読書リーダー)認定について」社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

「子ども司書(子ども読書リーダー)認定について」です。令和5年3月4日に荘田平五郎記念子ども図書館にて、臼杵市子ども司書の認定式を行いました。小学5、6年生、15名を臼杵市子ども司書として認定しました。同日に大分県立図書館にて大分県子ども司書の認定式も行われました。今後は、自らが読書に親しむ活動を行うとともに、4月の子ども読書の日、8月の夜の読み聞かせ等に活躍していただくようになっています。

(教育長)

今年も15名というたくさん子ども司書が生まれましたが、何かご質問等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは続きまして、臼杵市立臼杵図書館野津分館の臨時休館について、社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

臼杵市立臼杵図書館野津分館の臨時休館についてお諮りいたします。事由については、野津

中央公民館が大分県知事・県議会議員選挙と参議院大分県選出議員補欠選挙の投票所となるため臨時休館とするものです。休館日は、4月8日(土)及び9日(日)、4月22日(土)及び23日(日)です。

(教育長)

野津分館の臨時休館についてはよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

その他、事務局からございませんか。

<非公開>

(教育長)

その他、事務局からございませんか。

(教育次長兼教育総務課長)

1点お知らせです。詳細については、また市報や次回の教育委員会でお伝えしたいと思います。3月の市報に「米を2トン寄贈」ということで、関東にある永寶株式会社という会社から、臼杵市に寄附をいただいたという記事が載っていました。永寶株式会社は臼杵市に対して非常に親身になっていただいております。今回、ふるさと納税の企業版で1000万円の寄附と、教育委員会に関することでは、児童生徒の読書のことで手助けをしたいということで、330万円を寄附していただいています。ただ、今週いただいたので予算の処理ができず、来年度の6月補正の処理になるかと思っております。その330万円については、「学校の図書館で普段買えないような図鑑や辞書等の高額なものを購入するのにお役立てください」ということで300万円、それから「感想文等のコンクールに使ってください」ということで30万円をいただいています。また、詳細が決まりましたらご報告したいと思います。

(教育長)

ありがたい申し出がありました。併せて、藤野医院の院長先生が先日、全国で5名選ばれる日本医師会の赤ひげ大賞を受賞され、その一部を「読書に使ってください」ということで荘田平五郎記念子ども図書館にご寄附いただきました。これもまたご報告できるようになったらしたいと思います。

その他ございますか。

(文化・文化財課長)

1点報告事項があります。今、大分県下(国東、大分、由布、竹田、臼杵、津久見)の6市で、キリシタン南蛮文化協定協議会というものを作って、それぞれの市にある16世紀末期のキリスト教文化、南蛮文化等をこの6市でタイアップして普及活動に努めようという活動を、平成25年からしているところです。それで来年度から、6市からそれぞれ3名ずつ計18名の子ども親善大使というものを選んで、こうした広報活動や学習活動をしていこうという活動を今、しているところです。来年度から実際に動き出しますが、今年度の3月26日にこの選考会があり、野津小学校から男子児童1名、女子児童1名の2名が選考試験を経て認定を受けたということです。来年度から3年間活動するということをご報告したいと思います。

(教育長)

それでは事務局からは以上ですが、委員の皆様方より、「6. その他について」何かご意見等ございますか。

(委員 意見無し)

(教育長)

以上をもちまして、3月定例教育委員会を閉会します。